**重大事故発生後の対応と役割分担**

**重　大　事　故　発　生**

**発見者は児童の応急処置にあたるとともに直ちに応援要請する**

|  |  |
| --- | --- |
| **現場責任者**  **（　　　　　　　）** | ・現場責任者は、事故の全体状況（何が起きたか、ケガ人の状態、現場・周囲の状況等）を把握し、対応に遅れが生じないよう、職員へ的確な指示をする。 |
| **応急処置・心肺蘇生**  **担当者（　　　　　　　）** | ・事故発見者は、こどもの命を最優先し、応急処置は迅速かつ適切に行う。呼吸がないときは直ちに心肺蘇生を開始する。  ・職員は事故の状況やこどもの様子に動揺せず、冷静に行動する。 |
| **児童の観察・記録**  **担当者（　　　　　　　）** | ・事故の状況、応急処置の間のこどもの状態を観察し、時間とともに詳しく記録しておく。（時間を明記しておくことが重要） |
| **救急車要請**  **担当者（　　　　　　　）** | ・必要と判断した場合は、直ちに１１９番通報する。  ・通報後は、救急隊員の誘導担当者を決め、到着時に速やかに誘導する。 |
| **救急車同乗**  **担当者（　　　　　　　）** | ・事故現場にいて、状況の分かっている職員が救急車に同乗する。同乗者は、その時点までの記録をコピーして持参する。 |
| **保護者連絡**  **担当者（　　　　　　　）** | ・保護者へは現時点で分かっている事実を説明する。（状況を確認できている範囲内において説明する。） |
| **大阪市幼保企画課、法人本部**  **へ連絡**  **担当者（　　　　　　　）** | ・事故発生について、幼保企画課、法人本部へ連絡する。  ・状況の変化があれば、その都度、連絡を入れる。  【法人本部連絡先】  【大阪市幼保企画課連絡先】  認可施設：06-6361-0752  認可外施設：06-6361-0756 |
| **他児の保育**  **担当者（　　　　　　　）** | ・保育を継続するために必要な体制を確保し、保育を継続する。  ・事故の対応をする職員と保育にあたる職員は可能な限り役割分担する。 |
| **事故報告書（状況記録）の作成**  **施設長・関係職員** | ・状況を把握している職員の情報をもとに、事実関係を時系列に整理し、すみやかに記録を作成する。  ・重大事故の場合は、まず、関係職員一人一人が自分の記憶をもとに他人と相談せず、個人の記録を作成する。 |